

佐賀県告示第 92 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

所在地	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の区域
伊万里市黒川町椿原	拝川(205 -060)	土石流	次の図のとおり
伊万里市黒川町畑川内	大谷川 2(205 -059)		
伊万里市黒川町真手野	真手野(205 -121_1)	急傾斜地の崩壊	
	真手野(205 -121_2)	土石流	
	井出久保川(205 -033)		
伊万里市黒川町牟田	牟田 1(205 -324)	急傾斜地の崩壊	
伊万里市黒川町横野	横野 2(205 -320)		
伊万里市南波多町笠椎	笠椎第二- 2(205 -170_2)	土石流	
	向田川 1- 2(205 -105_2)		
伊万里市南波多町重橋	重橋第一- 5(205 -155_5)	急傾斜地の崩壊	
伊万里	櫛の谷川(205 -072)	土石流	

市南波 多町高 瀬			
伊万里 市南波 多町原 屋敷	原屋敷- 2 ( 205 -162_2 )	急傾斜地 の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)